

平成23年12月2日

割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者に対する 改善命令について

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者である株式会社ジャックスに対し、同法第35条の3の2第1項及び第35条の3の31の規定に基づき、個別信用購入あっせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じました。

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社ジャックス（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 春野 伸治
- (3) 所在地：北海道函館市若松町2番5号（本店）
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート（本部）
- (4) 登録年月日及び登録番号：
平成22年3月30日登録 関東（個）第7号
- (5) 資本金：16,138百万円
- (6) 事業内容：個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業、貸金業

2. 処分内容

- (1) 割賦販売法（以下「法」という。）第35条の3の2第1項の規定に基づく改善命令
指定信用情報機関を利用した個別支払可能見込額調査を未実施のものについては、直ちに同調査を行い、記録を保存すること。また、その結果、個別支払可能見込額を超える与信を行ったものについては、購入者等の利益を保護するため適切な措置を講ずること。
- (2) 法第35条の3の31の規定に基づく改善命令
個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして割賦販売法施行規則（以下「省令」という。）に定める体制を整備するため、法令遵守体制、内部管理体制及び社内規則等を見直し、その充実及び強化を図ること。
- (3) 上記（1）及び（2）の措置は、この改善命令を行った日から1月以内に講ずること。

3. 処分理由

関東経済産業局が同社に対して立入検査を実施したところ、以下のとお

りの事実を確認し、業務の改善が必要と判断したため。

(1) 過剰与信防止義務違反

個別支払可能見込額調査について、システム障害が発生した間、顧客の求めに迅速に応じるため、指定信用情報機関を利用していないものがあつたとともに、個別支払可能見込額を超えた与信を行ったものがあつた。(法第35条の3の3第1項及び第3項並びに法第35条の3の4違反)

(2) 社内体制の不備

個別支払可能見込額調査について、システム障害発生時において、指定信用情報機関を利用していないものが相当数あつたとともに、個別支払可能見込額を超えた与信を行ったものが見受けられ、更にこれらの違反行為が組織的な指揮命令系統の下に行われたなど、個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして省令で定める体制を十分に整備していなかった。(法第35条の3の26第1項第9号該当)

<参考>

割賦販売法は平成20年6月の改正により、個別信用購入あっせん業者の登録制の導入、個別信用購入あっせん業者に対する加盟店調査、指定信用情報機関を利用した支払能力調査、事業の公正かつ適確な実施のための体制整備の義務付け等、規制が大幅に強化されている(施行は平成21年12月及び平成22年12月)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局 産業部 商務・取引信用課